

# 機密保持に関する誓約書

甲(以下、「甲」といいます。)は、株式会社 Liquid(以下、「乙」といいます。)が提供する LIQUID eKYC サービス等の導入検討(以下「本検討」といいます。)を目的として、乙より情報提供を受けるにあたり、下記事項(以下「本誓約」という。)に従い、秘密保持義務を負うことを誓約いたします。

## 記

### 第1条 (定義)

1. 本誓約において「本機密情報」とは、乙が保有する自己または第三者の、顧客、製品、サービス、業務、技術、ノウハウ、アイデア、コンセプト等の営業上、技術上、その他一切の情報をいい、口頭、文書、電磁的記録その他開示の方法および情報の形態を問わないものとします。また、(i)本目的に関連して甲と乙間で情報が授受されているという事実、(ii)本目的に関連して甲と乙間で検討、協議および交渉がなされているという事実、ならびに、(iii)本目的に関連する甲と乙間における検討、協議および交渉の経緯、結果ならびにそれらの内容についても、本機密情報に含まれるものとします。
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、本機密情報に含まれないものとします。
  - (1) 開示の時点で公知または一般に入手可能な情報
  - (2) 開示後に甲の責めによらずして公知または一般に入手可能になった情報
  - (3) 甲が開示の時点で既に保有していた情報
  - (4) 甲が正当な権限を有する第三者より機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
  - (5) 甲が乙の本機密情報によらずして独自に開発した情報

### 第2条 (機密保持・本機密情報の取扱い)

1. 甲は、本機密情報を厳に秘密に保持し、乙の事前の電子メールを含む書面による承諾を得ることなく、第三者に開示、提供または漏洩いたしません。
2. 甲は、本機密情報を他の情報とは区別して保管し、本機密情報を自己の同種の機密情報と同等の注意義務(ただし、善良な管理者の注意義務を下回ってはなりません。)をもって管理するものとします。なお、個人情報については、甲は関係法令、ガイドライン等を遵守するものとし、その取扱いについて乙から別途指示がある場合には合理的な範囲において当該指示に従うものとします。
3. 甲は、本目的以外の目的のために本機密情報を使用いたしません。
4. 甲は、本目的のために必要な範囲で本機密情報を複製・複写・要約できるものとします。なお、複製物・複写物・要約物(以下「複製物等」といいます。)も本機密情報とします。
5. 甲は、乙の事前の書面による承諾なく本機密情報に対して、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、その他解析行為を行ってはならず、またこれらを試みないものとします。
6. 甲は、本目的を行うために必要な範囲で本機密情報を自己及び自己の完全子会社の役員および従業員ならびに弁護士、公認会計士等法令上当然に守秘義務を負う専門家(以下「従業員等」と総称し、本機密情報の知得後に退職した者を含みます。)に開示することができます。この場合、甲は従業員等に対して本誓約における自己の義務を遵守させるものとし、かかる違反について責任を負います。
7. 甲は裁判所、官公庁、その他の公的機関からの命令等、法令等に基づき本機密情報の開示義務を負うに至った場合、開示に先立ち乙に通知するものとします。ただし、法令等による制限または時間的制約等やむを得ない事由により事前の通知をすることができない場合は事後の通知で足りるものとします。かかる開示義務を負った場合、甲は、第1項の規定にかかわらず、本機密情報を必要最小限の範囲で当該公的機関等に開示することができます。ただし、当該開示において乙から指示があった場合、甲は法令上および実務上可能な限りこれに従うものとします。

8. 甲は、第1項の規定にしたがい、乙から事前の電子メールを含む書面による承諾を得て第三者に本機密情報を開示する場合、甲は、本誓約に基づき自己に課された機密保持義務と同等の義務を当該第三者に課すものとし、当該第三者の義務違反につき責任を負うものとし、

### 第3条（権利）

1. 本機密情報に関する知的財産権その他一切の権利は、乙または乙に権利許諾を行う第三者に帰属するものとし、甲は当該権利を侵害してはならないものとし、
2. 乙による本機密情報の開示は、本誓約において明示された事項を除き、甲に対する著作権、特許権、ノウハウ等の如何なる権利の譲渡または許諾を伴うものではありません。
3. 本目的の過程で生じた発明、考案、知的財産、その他一切の成果および権利については、甲と乙での協議のうえその帰属等を決定するものとし、甲は、かかる決定を経ることなく単独で出願等を行わないものとし、

### 第4条（確認事項）

1. 甲は、本誓約に定める各規定を遵守する限りにおいて、第三者との間で同一または類似の取引の検討および実施を行うことができます。
2. 本誓約の締結および本目的の実施は、甲および乙に対して、特定の契約の締結、事業における共同、その他一切の行為を義務付けるものではありません。
3. 乙は、本機密情報の正確性、完全性、適用性、有用性、その他一切の事項についてなんら保証するものではありません。

### 第5条（損害賠償）

甲は、自己が本誓約に違反した場合、当該違反により相手方に生じた損害を法令に従い賠償する責任を負うものとし、

### 第6条（有効期間）

本誓約の有効期間は、本誓約書の日付から1年間とします。ただし、期間満了日までに甲または乙のいずれからも別段の意思表示がなされない限り、同一の期間および内容をもって自動更新するものとし、また、甲は、当該有効期間中、本誓約第7条に基づき秘密情報を返還し又は破棄したか否かに拘わらず、乙から開示を受けるすべての秘密情報を、本件業務の検討の目的が完了した後といえども、継続して機密として取り扱うものとし、

### 第7条（返還または破棄）

甲は、本誓約が終了した場合、本目的が完了した場合、または本誓約の有効期間中に乙から要求があった場合は、乙の指示に従い、本機密情報および複製物等を速やかに乙に返還もしくは返却または破棄もしくは消去するものとし、破棄または消去の場合、再生不可能な態様にてこれを行うものとし、甲は乙に対し当該機密情報を破棄または消去した旨の通知を、電子メールを含む書面により行うものとし、

### 第8条（反社会的勢力の排除）

1. 甲は、自己またはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人または媒介者（以下「関係者」といいます。）が、現在および将来において次のいずれにも該当しないことを表明し、確約します。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号。その後の改正を含み、以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）
  - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団
  - (6) 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含みますが、これらに限り

- ません。)を有する者  
(7) その他前各号に準じる者
2. 甲は、自らまたはその関係者が、直接的または間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
    - (1) 暴力的な要求行為
    - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - (3) 取引に関して、脅迫的な言動(自己またはその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。)をし、または暴力を用いる行為
    - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
    - (5) その他前各号に準じる行為
  3. 甲は、相手方が前二項に定める表明事項または確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく本誓約を解除することができるものとします。
  4. 甲は、前項の規定により本誓約を解除した場合、かかる解除によって相手方に生じた損害、損失および費用(名称のいかんを問いません。)を補償する責任を負わないものとします。

#### 第9条 (管轄)

本誓約に関連しもしくは付随して発生した一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上、本誓約を証するため、本書を作成のうえ、甲にて署名捺印又はこれに代わる電磁的処理を施し、乙にて保管いたします。